平成２４年（フ）第４０４号
仙台市泉区朴沢字南21番地
債務者　小野　絹子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
宮城県塩竈市字庚塚249番地２
債務者　小野　理香
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０５号
仙台市青葉区荒巻神明町２番１号
債務者　佐藤みち子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
仙台市青葉区東照宮２丁目６番20号　コーポ桜井202
債務者　山田　英二
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番10―205号
債務者　廣田　明子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４８号
仙台市太白区郡山字籠ノ瀬40番地の６　ドミトリーＳＵＺＵＫＩＢ棟201
債務者　佐藤　光俊
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
仙台市若林区六丁の目南町７番10―703号
債務者　佐藤百々子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
福島市矢剣町15番29号　矢剣マンション203号
債務者　細谷　典子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６９号
福島県いわき市内郷内町桜本127番地の３、前住所福島県いわき市常磐下船尾町中畑１番地レインボービル２Ｆ
債務者　小山　久幸
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第９８号
千葉県君津市北子安３丁目３番12号　102
債務者　田中　晶子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２４６号
山梨県笛吹市石和町下平井1332番地２　ハイツウイング２Ｄ
債務者　石田　玲子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
山梨県甲斐市島上条768―１　ハイツタカノＡ―108、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町八田５番地
債務者　石田　賢也
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
長野県上田市上田原815番地４　市住96号、前住所長野県上田市御所430番地１
債務者　宮澤　幸枝
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６８号
岐阜県高山市本母町３番地３
債務者　宮ノ脇智子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
三重県伊賀市緑ケ丘東町894番地、前住所三重県伊賀市八幡町1995番地の２
債務者　中村　嘉子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２２３号
滋賀県草津市北山田町15番地
債務者　平井　和子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２４号
滋賀県草津市北山田町15番地
債務者　平井　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所民事部